

代金納付及び登記嘱託の手続きについて

お読みください!

ここでは買受人の方にさせていただき手続きについてご説明いたします。よくお読みになり、内容にしたがってお手続きください。

■手続きの流れ■

- 1 最初に函館地方裁判所1階会計課窓口にて残代金を納付する。
- 2 登記嘱託のための書類等を函館地方裁判所5階民事部競売係に提出する。
以上の2つの手続きが必要です。

1 残代金を納付する

●必要な書類等

- ① 同封の「**代金納付期限通知書**」
- ② 同封の「**保管金提出書**」
(「保管金提出書」に必要事項を記載の上、入札書で使用した印鑑を押印してください。)
- ③ 【振り込みで納付する場合】 同封の「**保管金受入手続添付書** (『裁判所提出用』とあるもの) ⇒振込依頼書(兼入金伝票)の2枚目
【現金で納付する場合】 残代金分の「**現金**」
- ④ 入札に使用した印鑑

●手続方法

- ・ 上記の書類(現金で納付の方は現金を添えて)を裁判所1階会計課窓口へ提出(郵送)する。
- ・ 「保管金受領証書」を受け取る(郵送の方は、保管金受領証書が会計課から郵送されます。)

注意! 金融機関から残代金を振り込んだだけでは、代金納付とはなりません。上記の手続に必ず従ってください。

★ 以上の手続きを終えると当該物件の所有権が買受人の方に移転されたこととなります。

2 登記嘱託に必要な書類等を提出する

●必要な書類等

- ① 代金納付の際会計課にて受領した「**保管金受領証書**」(窓口へ持参する場合のみ)
- ② 買受人の「**住民票(法人の場合は資格証明書)**」…3ヶ月以内のもの
※ 「住民票」は各市町村役場、「資格証明書」は各法務局で取得してください。
※ 資格証明書については、入札の際に提出したものと変更点がなければ省略可能です。
- ③ 当該物件の「**登記簿謄本**」または「**全部事項証明書**」…1ヶ月以内のもの
※ 法務局で取得してください。
- ④ 当該物件の「**固定資産評価証明書**」
※ ア 買い受けした物件を管轄する各市町村役場で取得してください。
(例: 函館市の物件は函館市役所、七飯町の物件は七飯町役場)
イ 各市町村役場への申請には同封の「**代金納付期限通知書**」をお持ちください。
ウ 4月1日以降にご提出いただく場合はその年の4月1日以降に発行されたものでなければなりませんのでご注意ください。

⑤ **登録免許税（収入印紙），郵便切手**

- ※ ア 裏面の「登録免許税の計算について」を参考に登録免許税の計算をしてください。
- イ 買い受けた物件の内容によって計算方法が若干変わる場合がありますので計算が分からない場合は裁判所までご照会ください。
- ウ 照会方法は、⑤の「固定資産評価証明書」を不動産競売係宛に『持参』又は『ファクシミリ送信』していただければ、計算してお知らせいたします（ファクシミリによる照会の際には**事件番号と連絡先のファクシミリの番号**をお知らせください。）。
- エ 郵便切手については「代金納付期限通知書」をご覧ください。

当日裁判所5階不動産競売係にて登録免許税を計算後、購入していただくこともできます。

⑥ 取得された方のみ「**住宅用家屋証明書**」

- ※ ア 買受人が個人で本人がその物件に居住する等、一定の条件を満たしている場合に取得することができ、その場合建物部分の登録免許税が軽減されます（居室を購入された個人の方を対象に『住宅用家屋証明書について』を同封しておりますのでよくお読みください）。
- イ 買い受けた物件の所在地の各市町村役場で申請してください。
- ウ 各市町村役場への申請には同封の「代金納付期限通知書」と会計課に代金を納付した際に受領した「保管金受領証書」及び「当該物件の登記簿謄本」が必要です。

「**住宅用家屋証明書**」の取得には一定の条件を満たしている必要があるため、物件によっては申請しても取得できない場合がありますのでご了承ください。

●**手続方法**

- ・上記の書類等を準備し、裁判所5階不動産競売係に提出する。

- ★ 以上の手続き後、裁判所にて「登記嘱託書」を作成し、各法務局へ送付します。その後、法務局から裁判所に宛てて送付された「登記識別情報通知」を買受人の方に送付し、受け取ったことが確認できれば手続きは終了です。

ご注意ください！

- ★ 納付期限日の午後2時までに残代金を納めなかった場合
 - ・ 買受人に対する売却許可決定の効力を失うこととなります。
 - ・ 物件を購入することができず、買受申出時に納付した保証金の返還を受けることができません。
 - ・ 同じ物件について再度売却が実施された場合に買受申出をされても売却が許可されません。

代金納付期限日時までに残代金を納めましょう！

何かご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

函館地方裁判所民事部不動産競売係 Tel 0138-38-2338
Fax 0138-42-2169